

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・外国証券（円建て債券及び国内の金融商品取引所に上場されている海外ETFを除きます。）をお預りする場合は裏面記載の外国証券取引口座管理料をいただきます。
- ・株式、出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手数料をいただきます。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金をいたしません。

この契約は、クレーリング・オフの対象にはなりません。

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。外国証券（円建て債券及び国内の金融商品取引所に上場されている海外ETFを除きます。）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解除されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

保護預り 口座管理料	無料とします
外国証券取引 口座管理料	1口座当り ・ 1年を計算期間とする場合 3,300円 ・ 3年を計算期間とする場合 7,920円
株式等の 口座振替手数料	1銘柄あたり ・ 1売買単位以下の場合 1,100円 ・ 2売買単位以下の場合 1,650円 ・ 3売買単位以下の場合 2,200円 ・ 4売買単位以下の場合 2,750円 ・ 5売買単位以下の場合 3,300円 ・ 6売買単位以下の場合 3,850円 ・ 7売買単位以下の場合 4,400円 ・ 8売買単位以下の場合 4,950円 ・ 9売買単位以下の場合 5,500円 ・ 10売買単位以下の場合 6,050円 ・ 10売買単位超の場合 6,600円 *他社が事務委託を行っているTOBに応じるために振替える場合は、上記にかかわらず無料といたします。 また、複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手数料をいただきます。

*上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要	
商号	東方証券株式会社 融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第52号
本店所在地	〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西3丁目2-14-7
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和57年8月
	主な事業 金融商品取引業
	資本金 3億円
	連絡先 本店 TEL 080-8921-6186